

指定生活介護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい福祉課
自立支援担当課長 高橋 みゆき

人員配置体制加算の算定要件緩和について

平素より、本市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月の障害福祉サービスに係る報酬改定に伴い、「人員配置体制加算」の対象者要件が緩和されました。

本市においては、標記加算の認定事務について早急に進めているところですが、報酬に係る告示の遅延に伴い、現時点では加算対象者である旨記載した受給者証は手元に届いておりません (4 月中・下旬着を予定)。

つきましては、4 月分の請求を行うにあたり、念のため、標記加算の認定がなされていないか、再度、利用者にご確認ください。また、各事業所における標記加算の対象者数の増加に伴い、算定区分が変更となる場合、所定の届出が必要となりますので、併せてご確認くださいませよう願います。

記

1 改正内容について

「人員配置体制加算の対象者」に喀痰吸引等の処置を必要とする者が新たに追加されるほか、行動障がいのある者に対する対象者要件を緩和する。

※喀痰吸引等：口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀痰吸引若しくは胃ろう、腸ろう又は経鼻による経管栄養

2 加算請求時の留意事項

(1) 喀痰吸引等を必要とする者の場合

本市で対象者の認定は行いませんので、喀痰吸引等を必要とする利用者を受け入れた場合 (区分 5・6 を除く) については、個別支援計画に支援の必要性を明記した上で、対象者に含め、請求を行ってください。

(2) 行動障がいのある者の場合

本市で対象者の認定を行い、受給者証に記載します。サービス提供時に、受給者証に加算の対象者である旨の記載がない場合でも、請求時には、加算対象者である旨の記載がされた受給者証 (「支給量等」欄に「行動援護対象者」と記載) が利用者の手元に届いている可能性がありますのでご確認をお願いいたします。

※ 加算の算定にあたり、利用者負担が増える場合については、事前に利用者への説明を行った上で算定を行ってください。

3 参考

利用者あて案内文 (別添)

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：木村
TEL011-211-2938 Fax 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp